

文 書 質 問 回 答 書 （４月）

質問者： 土井 道子 議員

回答日：令和５年４月２１日

1. 栗山町図書館のサービスの向上を

「栗山町図書館のサービスの向上を」のご質問で、①の「利用者登録を数年に１度の割合で最新の情報が確認できるように改善しては」についてではありますが、図書館では、利用登録時に「現住所」「生年月日」を記入頂いており、５年以上図書館利用がない方は「長期未利用者」として、貸出の際に利用登録に必須な情報の再記入と身分証の提示をお願いしております。また、このデータを基に、新書購入においても年代別等の分類を考慮しながら行っています。しかし、登録済みの方の情報は更新されていませんので、次期の図書館システム更新に向けては、新たに有効期限の設定を行うなど既登録者の情報更新も検討してまいります。

ご質問②の「利用者自身が望むコピーをするために閲覧室にコピー機を設置できないか」についてではありますが、複写につきましては、著作権法第３１条で複写の制限が明記されており、利用者の方が複写可能な資料や範囲を十分把握することは難しく、図書館職員のチェックが必要で、利用者の方が複写を申し出、図書館職員が確認し複写する従来の方法での実施となりますので、閲覧室へのコピー機の設置は行いません。

ご質問③の「図書の除菌 BOX を導入してはどうか」についてではありますが、コロナ禍中は、返却のあったフィルムコーティングしているすべての図書について毎回消毒をして対応しておりましたが、さらに感染症対策を図るため除菌 BOX の導入を検討してまいります。

ご質問④の「リサイクル本の提供内容を事前に広報しては」についてではありますが、図書館で不用となった図書を有効活用するため無償で町民に還元している「リサイクル市」については、令和３年より従来のリサイクル市より冊数と規模を縮小して「リサイクル文庫」として常設実施に変更しております。「リサイクル文庫」は、本館で週に１度、角田・継立の分室で月に１度程度本の入れ替えを順次実施しておりますので、今後も図書館ホームページ等でさらに周知を図ってまいります。

	ご質問⑤の「貸出サービスや館内の見回りは学生等パート職員を雇用しては」についてありますが、現在も貸出の窓口対応は臨時職員を中心に正規職員と行っており、館内の見回りに関しましても、返本の際に館内の巡回を行っている状況であり、新たにパート職員を追加する予定はありません。職員の業務負担の軽減については、他の業務の見直しを図りながら、今後もより一層利用者の皆様に寄り添える体制を構築してまいります。
--	---